

平成28年度予算・税制等について

- I 地方創生の推進
- II 地方税財源の確保等
- III 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

平成27年11月

全国知事会

I 地方創生の推進

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。

2 新型交付金について

（1）地方創生の取組みを深化させるための交付金については、平成28年度の概算要求において国費ベースで1,080億円が計上されたが、平成26年度補正予算において「地方創生先行型交付金」（1,700億円）が措置されたことや、今後、地方創生の具体の取組みが本格化するにあたり新型交付金に対する地方の期待が高まっていること、政府においては新たに「一億総活躍社会の実現」を基本方針として掲げられたこと等を踏まえ、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、補正予算での対応を含めて拡充すべき。

（2）また、国の総合戦略を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとするほか、交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講じていただきたい。

地方創生宣言 ～日本創成に向けて～ 〈平成27年7月 全国知事会〉

急速かつ大幅な人口減少と東京圏への人口の過度の集中により、多くの地方が消滅の危機に瀕している。また、東京圏は今後急速な高齢化に直面する。この現実を、我が国を衰退へと導きかねない。

これを回避し、将来に活力ある日本を引き継いでいくためには、それぞれの個性あふれる地方が、その多様性の中から新たな価値を生み出すことによって地方を創生し、魅力ある地方の集合体として日本を形づくっていかねばならない。

地方創生から日本創成へ。我々は、引き続き行財政改革を進めるなど自らを厳しく律しながら、戦略的かつ効果的な政策を展開し、国と車の両輪となって以下の事項に全力で取り組むことによって地方創生を成し遂げ、もって日本を創成していくことを、ここに宣言する。

1 若者も高齢者も住みたい地方へ

若者から高齢者まで、地方へ移住したい人の希望がかなう環境をつくる。

2 政府関係機関を地方へ

国と地方が力を合わせ、まずは政府関係機関の地方移転を実現することにより、企業等の地方移転の大きな流れを生み出す。

3 地域の産業を未来の成長産業へ

女性の力、地域の力などあらゆる潜在力を活用し、地域の産業に活力を取り戻し、地域に人材と産業を呼び込む。

4 地方を支えるひとづくりを

子どもの貧困対策を推進するほか、職業教育の充実、産業人材の育成、若者等への就労支援などにより、地方を支えるひとをつくる。

5 地域資源を世界へ

東京五輪に向けて、食、伝統、文化など貴重な地域資源を掘り起し、磨き、世界へ発信する。

6 日本の将来を創る次世代へ思い切った支援を

ライフステージに応じた結婚・妊娠・出産・子育て対策を地域の実情に合わせて大胆に実行するとともに、多子世帯への支援を強化することなどにより、少子化対策の抜本強化を図る。

7 リダンダンシーが確保された多極型の国土づくりを

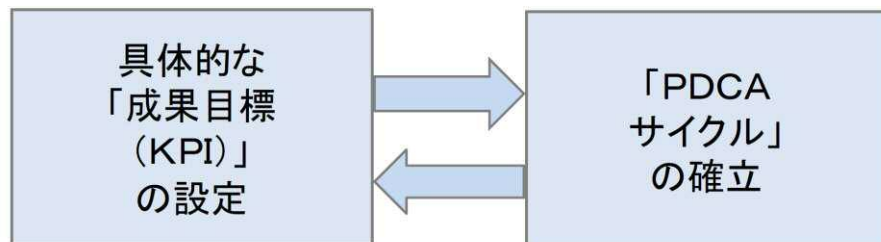
大災害の発生時にあっても機能を継続することのできる国家をつくるためにも、防災・減災対策を徹底し、国土軸の複線化、国土の多極化を図る。

地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計1,080億円【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
（事業費ベース 2,160億円）

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

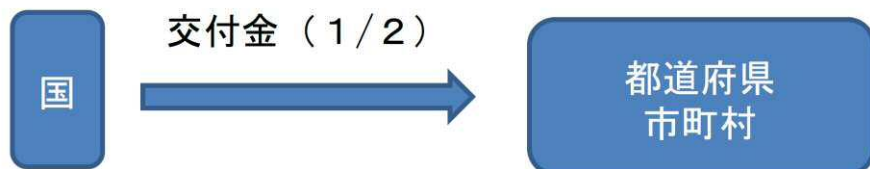


事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

- ① 先駆性のある取組
 - ・ 官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等
- ② 既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）
 - ・ 地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③ 先駆的・優良事例の横展開
 - ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

I 地方創生の推進（続き）

3 「地方拠点強化税制」の拡充

「地方拠点強化税制」が企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべき。

4 企業版ふるさと納税の創設

「企業版ふるさと納税」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できることから、モラルハザードにならないような制度設計に留意して検討すべき。なお、具体的な制度設計にあたっては、地方団体の意見を十分に踏まえるべき。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を客観的かつ公平な基準等に基づき行う新たな制度を創設すべき。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、事前キャンプや文化プログラム等を各地方津々浦々で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図ることができるよう、上記の対応を図るべき。

地方拠点強化税制の拡充

～平成28年度税制改正に向けた提案～

地方拠点強化税制の創設（平成27年度税制改正）

拡充型

地方にある、企業の本社機能等の強化

単独または複数市町村の地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成すること

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して特別償却15%または税額控除4%

【雇用促進税制】 増加した雇用者1人あたり50万円を税額控除

(法人全体の雇用者数増加率10%未満の場合20万円/人)

【地方税】 固定資産税、不動産取得税の減免
(地方交付税による減収補てんの対象)

移転型

東京23区からの本社機能(全部・一部)の移転の場合

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して特別償却25%または税額控除7%

【雇用促進税制】 増加した雇用者1人あたり80万円を税額控除

- ・ 拡充型50万円/人に30万円を上乗せ
(雇用者数増加率10%未満：20万円+30万円=50万円/人)
- ・ 雇用が維持されれば上乗せ分30万円は3年間継続
- ・ 上乗せ分30万円は東京からの転勤者にも適用

| | 1年目 | 2年目 | 3年目 |
|-----------|-----|-----------------------------|-----|
| 税額控除のイメージ | 30万 | 30万 | 30万 |
| | 50万 | 初年度1人最大80万円 3年間1人最大140万円 | |

【地方税】 固定資産税、不動産取得税に加え事業税の減免
(地方交付税による減収補てんの対象)

現行制度の課題

租税特別措置法では、所得拡大促進税制の対象年度は「雇用促進税制の適用を受ける事業年度を除く」と規定。

= **雇用促進税制と所得拡大促進税制は併用不可**

【参考】 所得拡大促進税制<イメージ>

| 前事業年度以上 | 24年度からの増加額 | 24年度からの増加額 | 10%の税額控除 (上限は法人税額の10% (中小・20%)) |
|-----------|------------|--------------|---------------------------------------|
| 給与等支給額の総額 | | H24から一定割合以上増 | |
| 平成24年度 | 平成26年度 | 平成27年度(適用年度) | |

提案 「地方拠点強化税制」は東京圏から地方への人の流れ等を促進する趣旨で創設

⇒ 企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めるなど制度の拡充を図るべき。

H28税制改正要望(H27.8月)
内閣府から提案どおりの要望

(参考) 「企業版ふるさと納税」に関するアンケート結果 (全国知事会)

- 平成27年9月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都市府県に対して「企業版ふるさと納税」に関するアンケートを実施
- 委員長県を除く22団体からの回答結果をとりまとめ

(1) 28年度税制改正要望で制度素案が示された「地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)」に対する意見

| | |
|----------------|----|
| ・ 賛成 | 4 |
| ・ 制度趣旨や方向性に賛成 | 13 |
| ・ 詳細不明でよく分からない | 5 |
| ・ 制度趣旨や方向性に反対 | 0 |
| ・ 反対 | 0 |

【賛成、制度趣旨や方向性に賛成】

- ・ 民間資金の活用が図られ、地方創生に資する効果が期待
- ・ 地方財源の拡充、地方団体間の税財源の偏在是正にも一定の効果
- ・ 企業側の社会貢献活動を促進
- ・ 企業が地方の取組みに興味を持ち、地方を応援するきっかけづくりを促進
- ・ 地方団体間の健全な政策競争の発展が期待

【詳細が不明であり、よく分からない】

- ・ 税額控除の上限額や規模、内閣府による寄附対象事業の認定基準が不明
- ・ 実質的に地方間で税収を移転する制度であり、地方税の応益原則に反する

(2) 制度創設の検討にあたって留意すべき点など

- ・ 過度な寄附獲得競争や便宜供与などのモラルハザードが生じないような制度設計とすべき
- ・ 寄附対象事業の認定基準の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映し、地方団体の自主性を発揮できるものにすべき
- ・ 税額控除の対象税目は、法人税(国税)を中心に検討すべき
- ・ 法人住民税から税額控除する場合は、住民税の「地域の会費」としても性格及び各地方団体の財政力を踏まえた控除限度額の設定を検討すべき
- ・ 企業側、地方団体側の双方にとって簡素な寄附手続きとすべき
- ・ 仮に制度を導入した場合において「本店が所在する地方団体」の事務負担が増大しないように留意すべき
- ・ 基準財政収入額の算定時には、個人向け「ふるさと納税」と同様に寄附金税額控除額を控除する仕組みとすべき

II 地方税財源の確保等

1 社会保障と税の一体改革

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成29年4月において消費税・地方消費税10%への引上げを確実に行うことが必要であり、いわゆる「景気判断条項」を付していないことを踏まえ、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させることができるように、今後も、地方創生・人口減少対策や地域経済活性化・雇用対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組むべき。

2 消費税の軽減税率

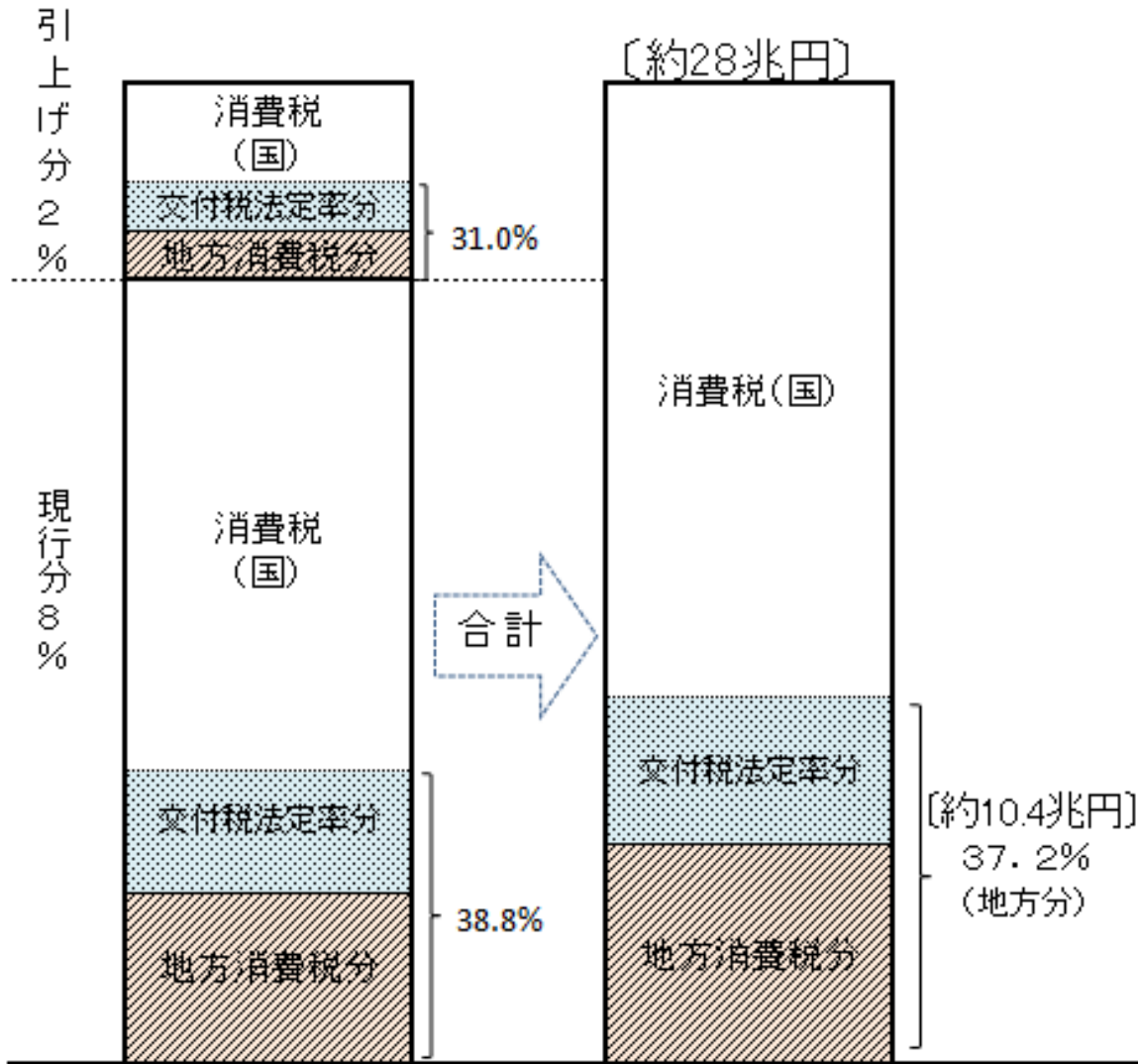
消費税の軽減税率の導入については、対象品目の線引きや区分経理の方式、導入に向けた環境整備、所要財源の規模など検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については地方の意見も十分踏まえて慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずるべき。

3 税源の偏在性の是正

(1) 税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべき。

軽減税率導入による税収への影響

富山県試算



【試算の前提】

- ・ 消費税収 1%相当：約 2.8 兆円
- ・ 軽減税率の対象：酒類除く飲食料品
(1%あたり減収額6,600億円)
- ・ 軽減税率：8%に据置



◎軽減税率導入による減収約▲1兆3,200億円
うち地方分(減収の37.2%)約▲4,900億円

※仮に地方分総額 約10.4兆円を確保する場合には
地方分割合を37.2%→39.0%への引上げが必要



軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべき。

II 地方税財源の確保等（続き）

3 税源の偏在性の是正（続き）

- (2) 地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。
- (3) 消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるなど、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置とすべき。

4 地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直し

地方法人特別税・譲与税制度については、あくまでも暫定的な措置として導入されたものであり、その廃止等を図ることを基本として検討すべきであるが、単に法人事業税に復元するだけでは地域間の税収格差が現在より拡大すること、また景気回復に伴い法人関係税収が増加するとさらに税収格差が拡大することになるといった課題があり、現行制度が持つ偏在是正効果を十分に踏まえた措置が同時に講じられるべき。

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書(H25.9.17)をもとに富山県において再試算

| 不交付団体 | | 交付団体 | |
|-----------------------------------|--|-------------------------------|---|
| 歳入(A) | <p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p><u>2,400億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p> | 歳入(A') | <p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p>1兆4,400億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,800億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = <u>8,600億円</u></p> |
| 歳出(B) | <p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>1,000億円</u></p> | 歳出(B') | <p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>8,600億円</u></p> |
| <p>(A) - (B) = 1,400億円</p> | | <p>(A') - (B') = 0</p> | |

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

平成26年度与党税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正）

【消費税率8%段階】

- 地方消費税率の引上げに伴い不交付団体に生じる財源超過を解消し、交付団体との格差が拡大しないよう、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化。
- 地方法人特別税の1/3縮小分については、単に法人事業税に還元するだけでは格差が拡大することなどから、何らかの偏在是正措置が行われるべき。

- 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（5,800億円）
- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小（6,200億円）し、法人事業税に還元

平成27年度与党税制改正大綱

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

【消費税率10%段階】

- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

消費税・地方消費税率引上げ等による人口1人あたり道府県税込等の変動

富山県試算

| | H25決算 (都道府県) | | 消費税・地方消費 税率8%段階 | | 法人税割の 交付税原資化 (H26税制改正) | | 地方法人特別税・譲 与税の見直し (H26税制改正) |
|-------|-----------------|---|--------------------|---|------------------------------|---|----------------------------------|
| 最大 | 180,979 円/人 | → | 187,084 円/人 | → | 178,752 円/人 | → | 184,054 円/人 |
| 最小 | 70,870 円/人 | | 70,870 円/人 | | 71,485 円/人 | | 71,113 円/人 |
| 最大/最小 | 2.55 倍 | | 2.64 倍 | | 2.50 倍 | | 2.59 倍 |

II 地方税財源の確保等（続き）

5 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

国と地方を通じた巨額の財政赤字に加え、今後、社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念。

(1) 法人実効税率を引き下げる場合の代替税財源の確保

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させた上で財源を確保することとされたが、平成27年度大綱において「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とされていることから、今後、さらに法人実効税率を引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないように必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源を確保すべき。

(2) 外形標準課税の更なる拡大

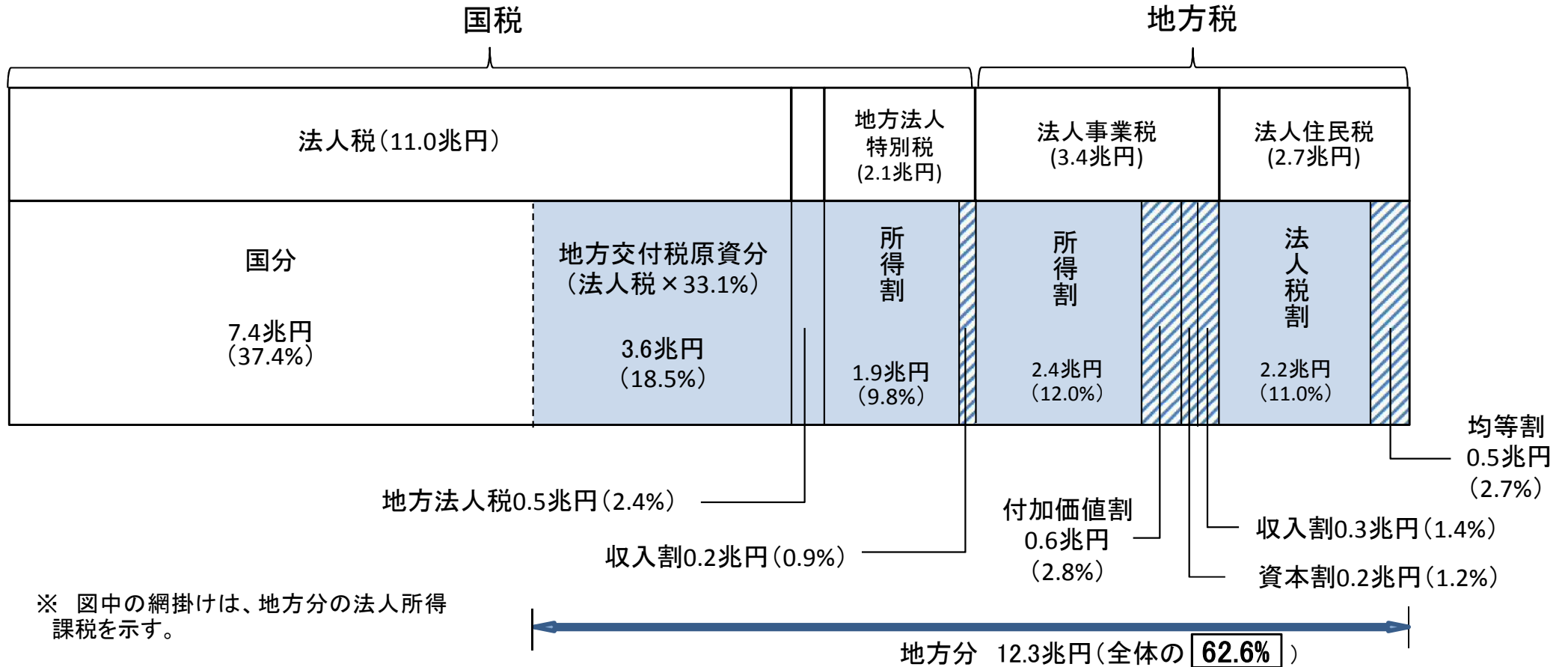
- ① 法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、今後、法人税改革を継続するにあたっては、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、大法人について外形標準課税をさらに拡大していく方向で引き続き検討すべき。
- ② また、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべき。

法人関係税の国・地方の配分

〔地方法人課税のあり方等に関する検討会H27.5.26 第24回〕

※ 平成27年度予算・地方財政計画ベース

税込総額: 19.7兆円



※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。

法人税改革の概要（法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大等による財源確保）

○法人実効税率の引下げ〔平成27年度税制改正〕

| | 現行 | 27年度 | 28年度 |
|----------------|--------|--------------------|--------------------|
| 法人税率 | 25.5% | 23.9% | 23.9% |
| 法人事業税所得割（標準税率） | 7.2% | 6.0% | 4.8% |
| 国・地方の法人実効税率 | 34.62% | 32.11% （▲2.51%） | 31.33% （▲3.29%） |

○法人税（国）

＜法人税の税率引下げ＞（現行：25.5%→23.9%） ▲6,690億円

＜課税ベースの拡大等による財源確保＞

| | | |
|---|-----------|--------------|
| ① 欠損金繰越控除の見直し（控除限度80%→50%） （うち80%→65%） | (H29 ~) | +3,970億円 |
| | (H27・H28) | (+1,920億円) |
| ② 受取配当等益金不算入の見直し | | +920億円 |
| ③ 租税特別措置の見直し | | +1,790億円 |
| 小 計 | (H29 ~) | +6,680億円 |
| | (H27・H28) | (+4,630億円) |
| 合 計 | (H29 ~) | ▲10億円 |
| | (H27・H28) | (▲2,060億円) |

※平年度ベース。

※企業部門に対して、27・28年度の2事業年度にわたり、各年度▲2,060億円の先行減税となる。

○法人事業税 （地方）

＜所得割の税率引下げ＞（現行：7.2%→4.8%） (H28 ~) ▲7,870億円
（うち7.2%→6.0%） (H27) (▲3,940億円)

＜課税ベースの拡大等による財源確保＞

| | | |
|---|----------|--------------|
| ④ 外形標準課税の拡大（全体の2/8→4/8） （うち 2/8→3/8） | (H28 ~) | +7,800億円 |
| | (H27) | (+3,900億円) |
| 合 計 | (H28 ~) | ▲70億円 |
| | (H27) | (▲40億円) |

※平年度ベース。

※平成27年度税収見込みを基に概算試算した増減収額。

外形標準課税の拡大等

〔H27 税制改正
総務省資料より〕

○ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。
 現行 1/4 → ㉓ 3/8 → ㉔ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

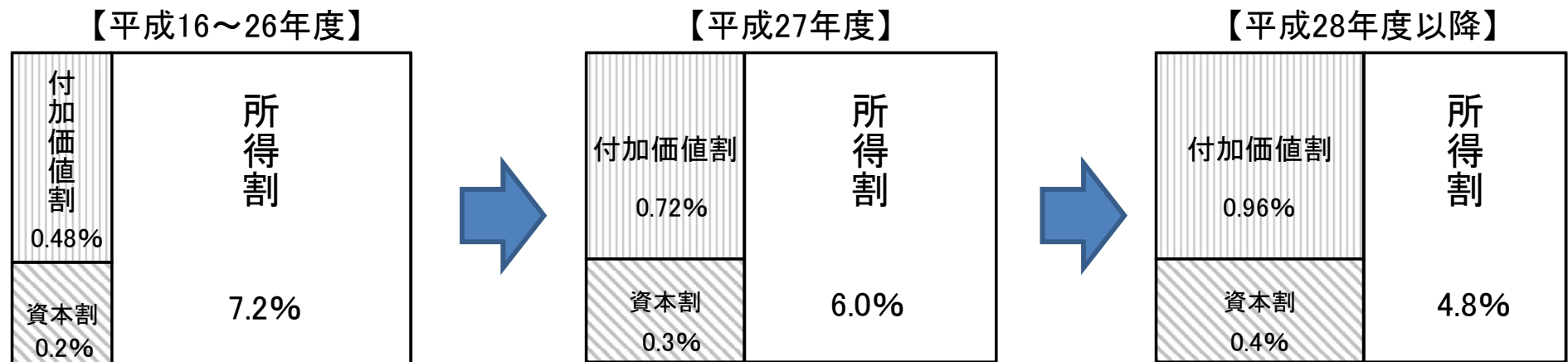
○ 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

| | | | | | | | | |
|-----------|----|--------|---|---|----------|---|---|----------|
| 付加価値割 | 現行 | 0.48% | → | ㉓ | 0.72% | → | ㉔ | 0.96% |
| 資本割 | 現行 | 0.2% | → | ㉓ | 0.3% | → | ㉔ | 0.4% |
| 所得割 | 現行 | 7.2% | → | ㉓ | 6.0% | → | ㉔ | 4.8% (※) |
| (参考:法人税率) | 現行 | 25.5% | → | ㉓ | 以降 23.9% | | | |
| 法人実効税率 | | 34.62% | → | ㉓ | 32.11% | → | ㉔ | 31.33% |
| | | | | | (▲2.51%) | | | (▲3.29%) |

(※) 施行時期

㉓: 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

㉔: 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用



※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
 また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

Ⅱ 地方税財源の確保等（続き）

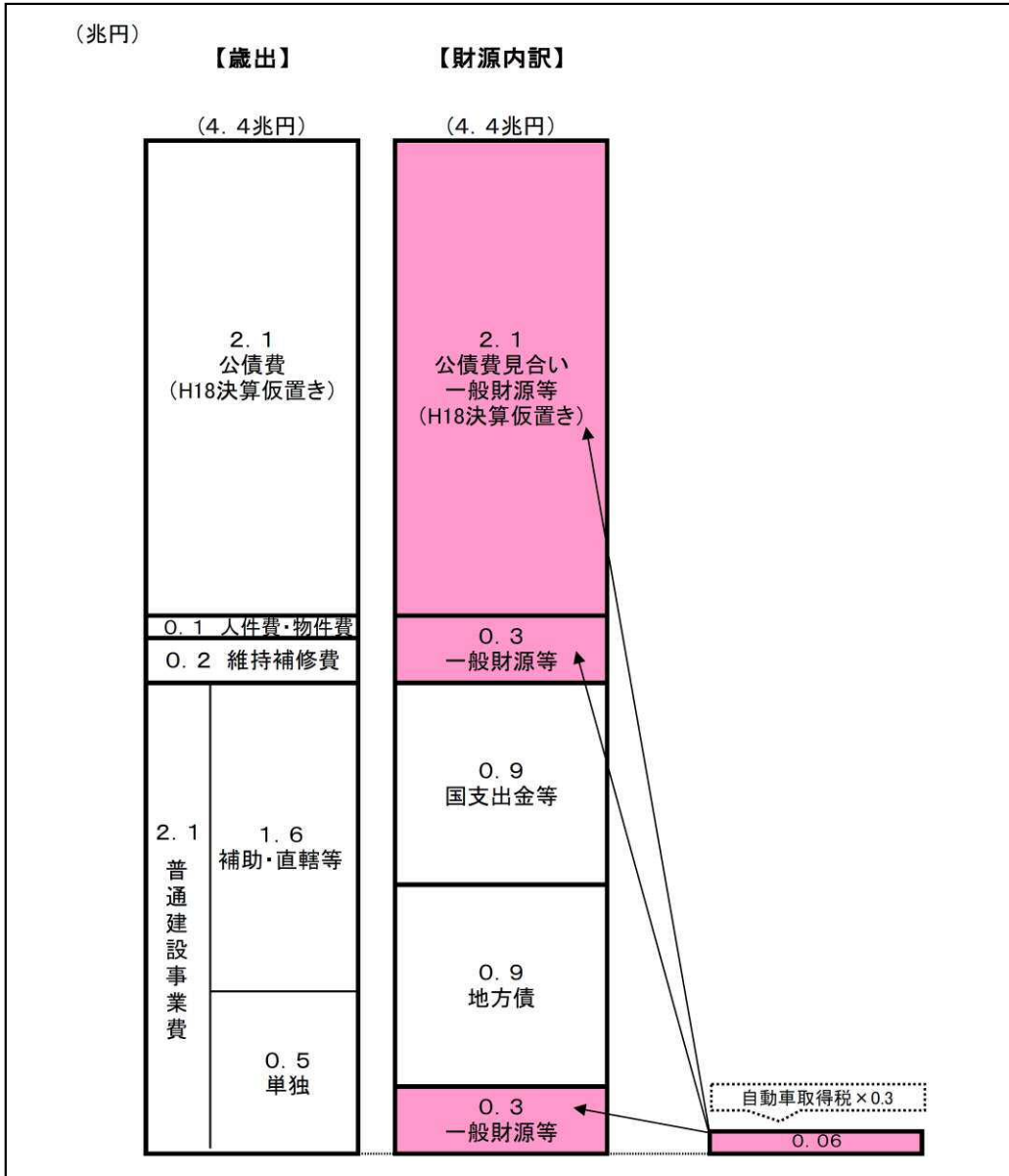
6 車体課税の見直し

- (1) 自動車取得税の廃止など車体課税の抜本的な見直しにあたっては、都道府県はもとより自動車取得税の7割が交付されている市町村への影響が大きいこと、国土強靱化対策など道路の需要は依然として大きいことなどを十分勘案し、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべき。
- (2) また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、新たな税制上の仕組みであること等を踏まえれば、各地方団体における条例の制定や納税者への周知を含めた実務上の準備等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うべき。
- (3) なお、自動車税は都道府県の基幹税であり、仮に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすべき。

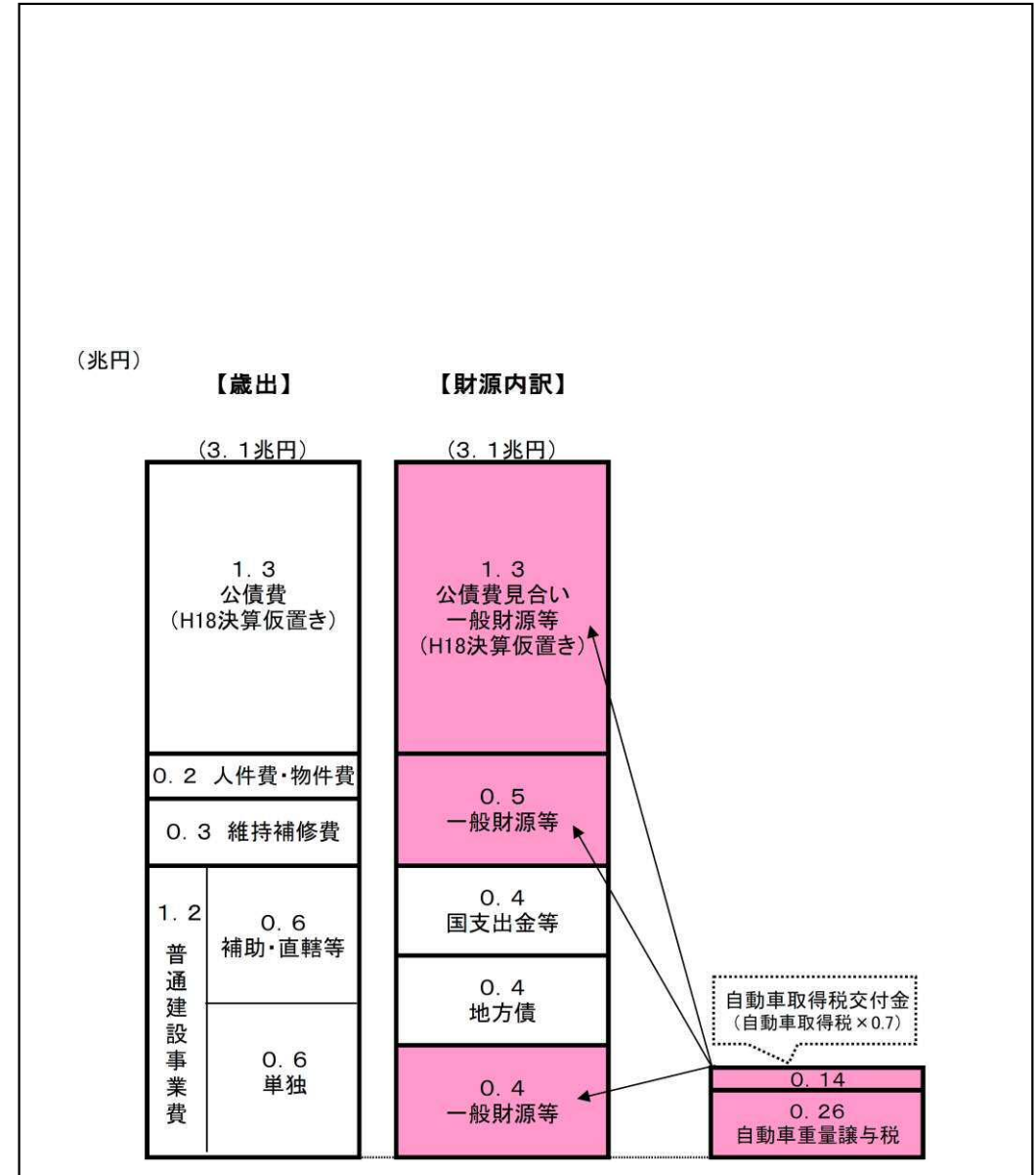
地方における道路関係費の財源構成 (H25決算)

富山県試算

都道府県



市町村



※政府・与党において、平成20年12月8日に「道路特定財源の一般財源化等について」が決定され、平成21年度から実施された
 (注1) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある
 (注2) 純計操作のため、都道府県から市町村への普通建設事業費補助金を都道府県決算から控除している

(「地方財政状況調査(総務省)」より作成)

車体関係税収の推移

(H27 税制改正)
総務省資料

(単位:億円)

| 年度 | 地方分計(A+B+C+D) | | 自動車取得税収(A) | | 自動車 税収(B) | 軽自動車 税収(C) | 自動車 重量譲与 税収(D) | <参考> 自動車 重量税収 (国分) | |
|----|--------------------------|-------------------------|------------|-------------------------|--------------|---------------|----------------------|-----------------------------|-------|
| | うち 都道府県分計 (A-A'+B) | うち 市町村分計 (A'+C+D) | | うち自動車 取得税交付金 (A') | | | | | |
| 16 | 26,852 | 18,470 | 8,382 | 4,509 | 3,170 | 17,131 | 1,459 | 3,753 | 7,488 |
| 17 | 27,353 | 18,889 | 8,464 | 4,528 | 3,167 | 17,528 | 1,515 | 3,782 | 7,574 |
| 18 | 27,119 | 18,574 | 8,545 | 4,570 | 3,251 | 17,255 | 1,573 | 3,721 | 7,350 |
| 19 | 26,748 | 18,461 | 8,287 | 4,247 | 2,960 | 17,174 | 1,636 | 3,691 | 7,399 |
| 20 | 25,782 | 17,868 | 7,914 | 3,663 | 2,603 | 16,808 | 1,687 | 3,624 | 7,170 |
| 21 | 23,863 | 17,269 | 6,594 | 2,310 (エコカー減税創設) | 1,585 | 16,544 | 1,739 | 3,270 | 6,351 |
| 22 | 22,928 | 16,689 | 6,239 | 1,916 | 1,382 | 16,155 | 1,776 | 3,081 (譲与率引上げ) | 4,465 |
| 23 | 22,534 | 16,497 | 6,037 | 1,678 | 1,153 | 15,972 | 1,804 | 3,080 | 4,478 |
| 24 | 22,613 | 16,500 | 6,113 | 2,104 (エコカー減税継続) | 1,464 | 15,860 | 1,843 | 2,806 | 3,969 |
| 25 | 22,204 | 16,304 | 5,900 | 1,934 | 1,374 | 15,744 | 1,885 | 2,641 | 3,814 |
| 26 | 20,993 | 15,768 | 5,225 | 948 (税率引下げ、エコカー減税拡充) | 660 | 15,480 | 1,909 | 2,656 | 3,870 |
| 27 | 21,077 | 15,715 | 5,362 | 1,096 (エコカー減税継続) | 778 | 15,397 | 1,999 | 2,585 | 3,740 |

(注)平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込額(自動車重量税収は決算額)、平成26年度は地方財政計画額(自動車重量税は予算額)、平成27年度は見込額である。

II 地方税財源の確保等（続き）

7 地球温暖化対策のための税財源の確保

- （1）地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乗せ分の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すべき。
- （2）なお、森林吸収源対策等に関する税財源については、一部の省庁において、国税の税額等に一定の率を乗じて計算した額を併せて徴収する国税版の森林環境税（仮称）の創設、生態系サービスから受益する国民が広く薄く負担する、例えば住民税均等割に上乗せする仕組みの創設などが検討され、平成28年度税制改正事項として要望されている。
- （3）まずは、国民にとって増税となることをどう考えるか、国と地方の役割分担のあり方などの課題について十分整理するとともに、仮に住民税均等割に上乗せする仕組みを検討する場合には、地域住民の基本的な負担である地方税源の国税化につながることで、徴税コストに見合う税源が確保できるのか疑問があることなど、課題も多いうえ、現在、地方が独自に課税している森林環境税等との関係もあり、慎重に対応すべき。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例（上乘せ）について

H26.11.4
地方財政審議会
説明資料

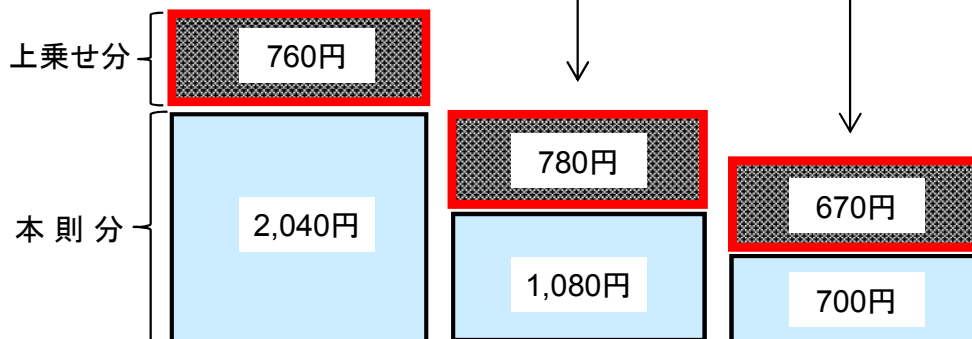
- 課税主体：国
- 納税義務者：原油等を採取する者及び原油等を保税地域から引き取る者
※「原油等」とは、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。
- 税収の用途：エネルギー起源CO2排出抑制対策

税率（段階的引上げ）

| | 原油・石油製品 [1kl当たり] | ガス状炭化水素 [1t当たり] | 石炭 [1t当たり] |
|--------------------------|---------------------|--------------------|---------------|
| 24年度 _(10月1日～) | 250円 | 260円 | 220円 |
| 26年度 | 500円 | 520円 | 440円 |
| 28年度 | 760円 | 780円 | 670円 |

税収

| |
|--------------|
| 税収 [上乘せ分] |
| 約390億円 |
| 約1,700億円 |
| 約2,600億円 |



租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、(略)石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)における地方公共団体向け補助事業

| | 平成26年度当初予算額 | 地方負担額 |
|----------|-------------|--------|
| 経済産業省所管分 | 66.0億円 | 30.5億円 |
| 環境省所管分 | 98.0億円 | 27.3億円 |
| 計 | 164.0億円 | 57.8億円 |

国と地方の地球温暖化対策について(平成26年度予算)

地方公共団体の地球温暖化対策

平成26年度予算額

合計 **1兆6,495億円**

(1兆1,829億円)

| | |
|--|---------------------------------|
| エネルギー起源CO2等排出抑制対策 ・民間の事業者への支援 ・公的機関としての率先実行 ・個人住宅等への支援 ・先駆的取組み | 1兆1,072億円 (8,698億円) |
| 森林吸収源対策・都市緑化推進 ・森林の整備・保全 ・木材・木質バイオマス利用 ・その他 | 5,366億円 (3,075億円) |
| その他の対策 ・温室効果ガス排出量の調査 ・大規模事業所に対する温室効果ガス排出量削減の義務付け | 57億円 (56億円) |
| 合計 | 1兆6,495億円 (1兆1,829億円) |

() 内の数値は、国庫支出金等の特定財源を除いた額

※ H27税制改正 総務省資料より
総務省において予算額を調査・集計したもの。

国の地球温暖化対策

平成26年度予算額

合計 **9,065億円**

| | |
|--------------------------|----------------|
| 2020年までに温室効果ガス削減に効果があるもの | 3,385億円 |
| 2021年以降に温室効果ガス削減に効果があるもの | 1,903億円 |
| その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの | 3,151億円 |
| 基盤的施策など | 626億円 |
| 合計 | 9,065億円 |

※環境省報道発表資料を基に作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

Ⅱ 地方税財源の確保等（続き）

8 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべき。

9 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図るべき。
- (2) 償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すべき。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

〔H27 税制改正
総務省資料〕

○ ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体 : 都道府県
2. 納税義務者 : ゴルフ場の利用者
(18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税)
3. 標準税率 : 1人1日につき800円(制限税率:1,200円)
ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
4. 市町村交付金 : 税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付
5. 税収額 : 507億円(うち市町村への交付額:354億円)
(H24決算額)

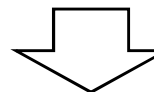
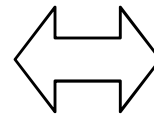
○ ゴルフ場利用税を巡る堅持要望と廃止要望(平成27年度税制改正)

(現行制度の堅持要望)

- ・ 税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源。
- ・ ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政サービスを提供しており、ゴルファーにその費用負担を求める仕組みは合理的。
- ・ 平成15年度に、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分に配慮。

(廃止要望)

- ・ 消費税との二重課税を解消すべき。
- ・ スポーツのうち、2016年オリンピックから正式競技に復帰するゴルフのみに対する課税を解消すべき。
- ・ ゴルフ場利用税の廃止は、スポーツ基本法の理念である「生涯スポーツ社会」の実現に寄与。



現行制度の堅持を決定

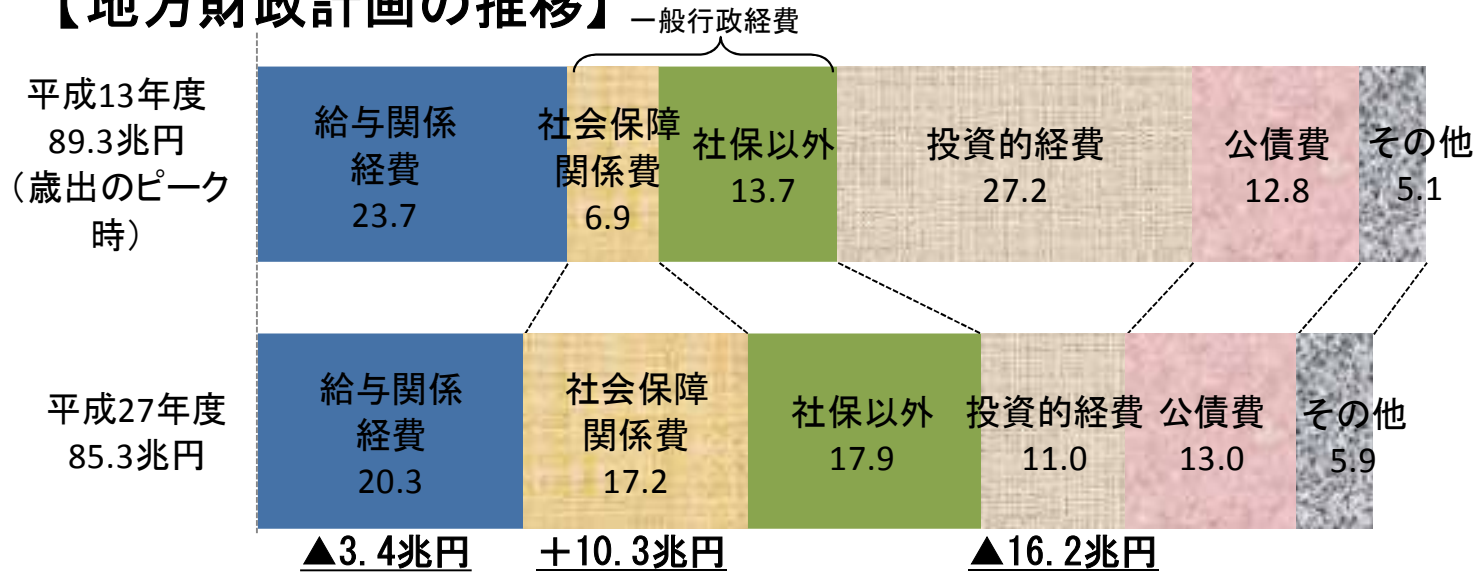
Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

- (1) 今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方歳出の大半は法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であり、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスの確保さえ不可能となる恐れがある。また、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところも大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
- (3) 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- (4) 地方財政計画の策定に当たっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること

地方財政の現状と課題について

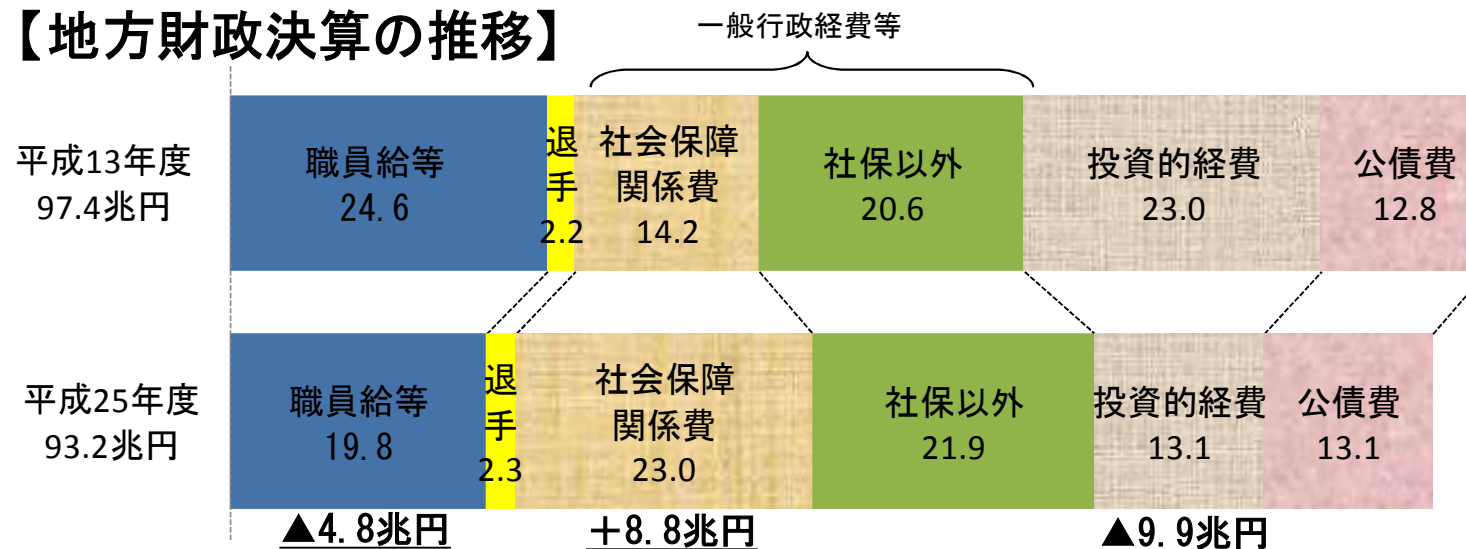
- ・ 社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】



(注)内訳が公表されていない一般行政経費(単独分)に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費(単独分)相当分(乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み)を含む。なお、東日本大震災分を除いている。

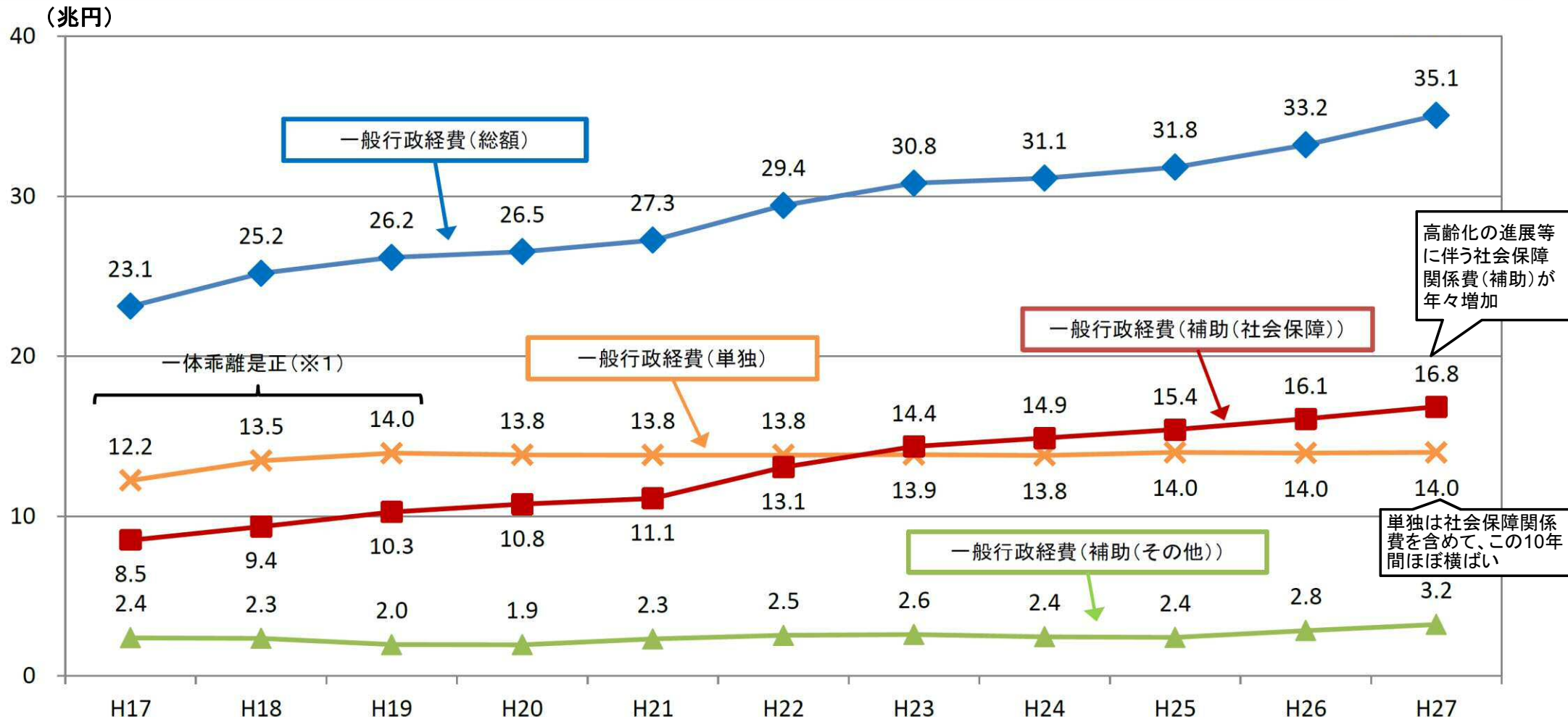
従来のような給与関係経費や投資的経費の削減などによる対応は極めて困難



地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保

地方財政計画の歳出(一般行政経費)の分析

- 一般行政経費の増加要因は、主に社会保障に関する国庫補助事業の増。
- 一般行政経費(単独)はほぼ横ばい。



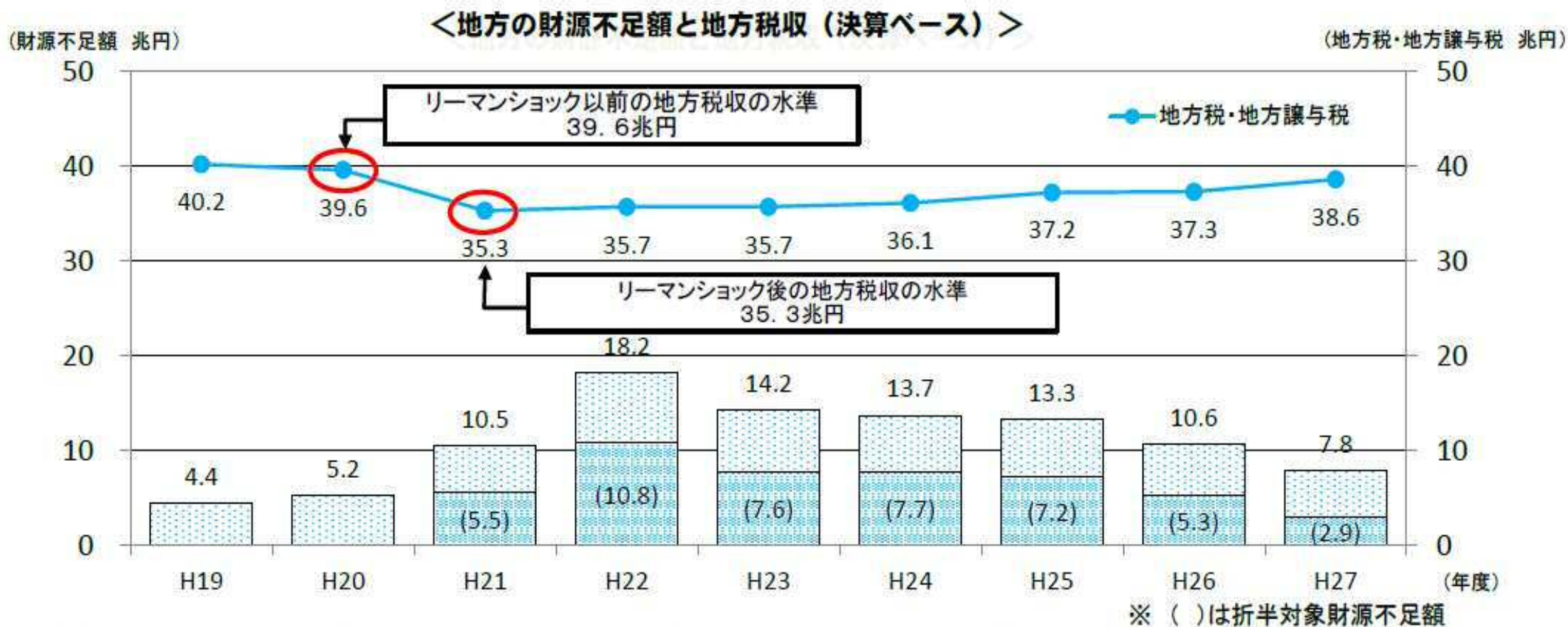
※1 平成17~19年度にかけて、決算対比計画額が過小であった一般行政経費(単独)の加算をする一方、投資的経費(単独)の縮減を同時に実施。

※2 一般行政経費のうち、地域の元気創造事業費(H26)、まち・ひと・しごと創生事業費(H27)を除く。

※3 一般行政経費(補助(社会保障))は、一般行政経費のうち、生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、介護給付費、児童手当(子どものための金銭給付交付金)、老人医療給付費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費、保険基盤安定等負担金、臨時福祉給付金給付事業費補助金の合計額の推移を示したものの。

地方税収の推移

- 危機対応モードから平時モードへの切替えは「経済再生に合わせ」進めていくもの（経済・財政再生計画）。
- 地方税収は、リーマンショック以前の水準まで回復していない。
- ※ 消費税率引上げによる増収は社会保障に充てるものであり、「経済再生」とは別。
- 地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立してはじめて、日本経済の再生や地方創生・人口減少の克服が実現できるもの。



※ 地方税・地方譲与税は、地方消費税引上げによる増収分(27)1.9兆円を除き、法人住民税法人税割の交付税原資化による減収分(27)0.3兆円を加えた額
 《「地方財政関係資料」(H27.2月総務省)より(抜粋)》

構造的課題

地方の一般歳出の大半は、国の法令等の関与が存在する等の義務的な経費

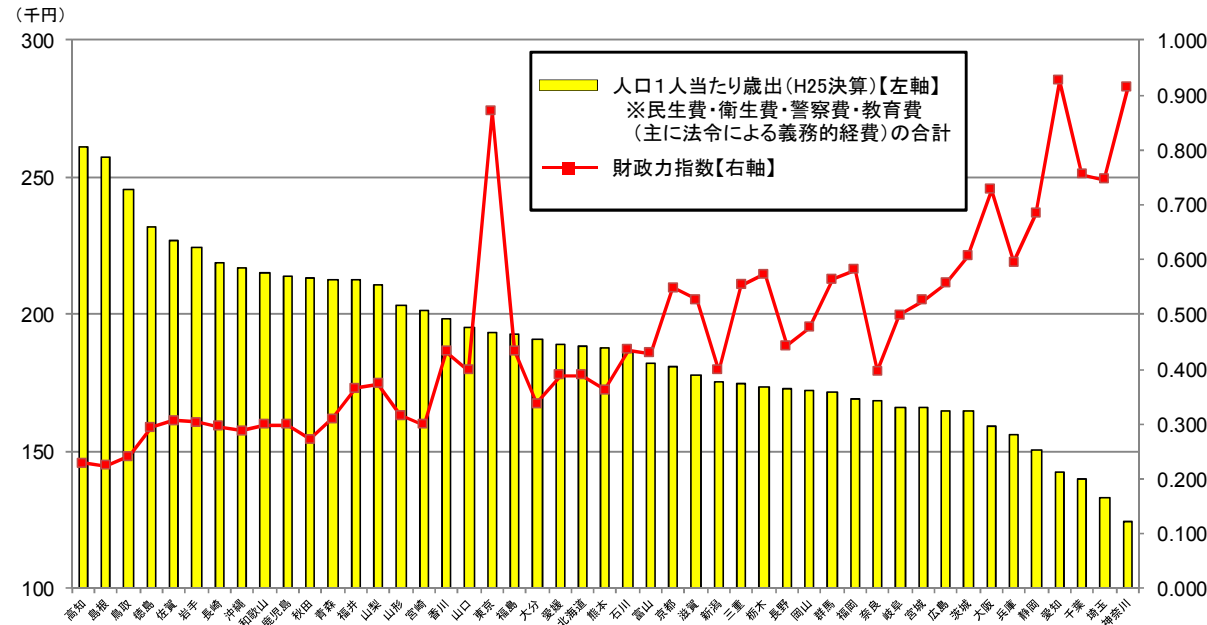
①国庫補助関連事業、②国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、③国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)

地方財政計画(平成27年度)(85兆2,710億円)

| | | | |
|--------------------------|---------------------------|--|---|
| 給与関係経費 203,351 | 補助 56,801 | 国費 15,555 | 小中学校教職員等 地方警察官 20,966 消防職員 12,290 高校教職員 17,009 |
| | 地方単独 146,550 | 地方費 41,246 | |
| 一般行政経費 350,589 | 補助 185,490 | 国費 83,794 | ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員等 |
| | 地方単独 139,964 | 地方費 50,265 | |
| | 国保・後期高齢者 15,135 | 国費 83,794 | 生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援等 |
| | まち・ひととしごころ創生事業費 10,000 | 地方費 101,696 | |
| 地域経済基盤強化・雇用等対策費 8,450 | 国費 1,857 | 警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など | |
| 投資的経費 110,010 | 地方費 138,107 | | |
| 公債費 129,512 | 直轄・補助(公共事業等) 57,252 | 国費 26,271 | 都道府県財政調整交付金、保険基金安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業 |
| | 地方単独 52,758 | 地方費 25,226 | |
| 公営企業繰出金 25,397 | 直轄事業負担金 5,755 | 国費 5,755 | 清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の経費不足し単独や補助事業を補充する事業等、国庫補助と密接に係る事業も含まれる。 |
| | その他 25,401 | 地方費 16,247 | |
| | | 上記以外 9,150 | 上下水道、病院(高度医療等)等 |

①～④ 国の法令等の関与のない地方単独事業

<人口1人当たり歳出・財政力指数の状況>



<ラスパイレス指数・人件費の状況>

| | | | | | | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 財政力指数 | ～0.3 | 0.3～0.4 | 0.4～0.5 | 0.5～0.7 | 0.7～1.0 | 全都道府県 |
| ラスパイレス(H26.4.1) | 98.1 | 99.5 | 99.2 | 100.7 | 101.3 | 99.9 |
| 人件費削減率(H16→H25) | ▲19.6% ～▲7.7% | ▲20.9% ～▲9.6% | ▲16.9% ～▲6.5% | ▲15.1% ～▲6.5% | ▲17.4% ～▲6.8% | ▲20.9% ～▲6.5% |

既に、財政力の低い団体はより大幅な行革を実施

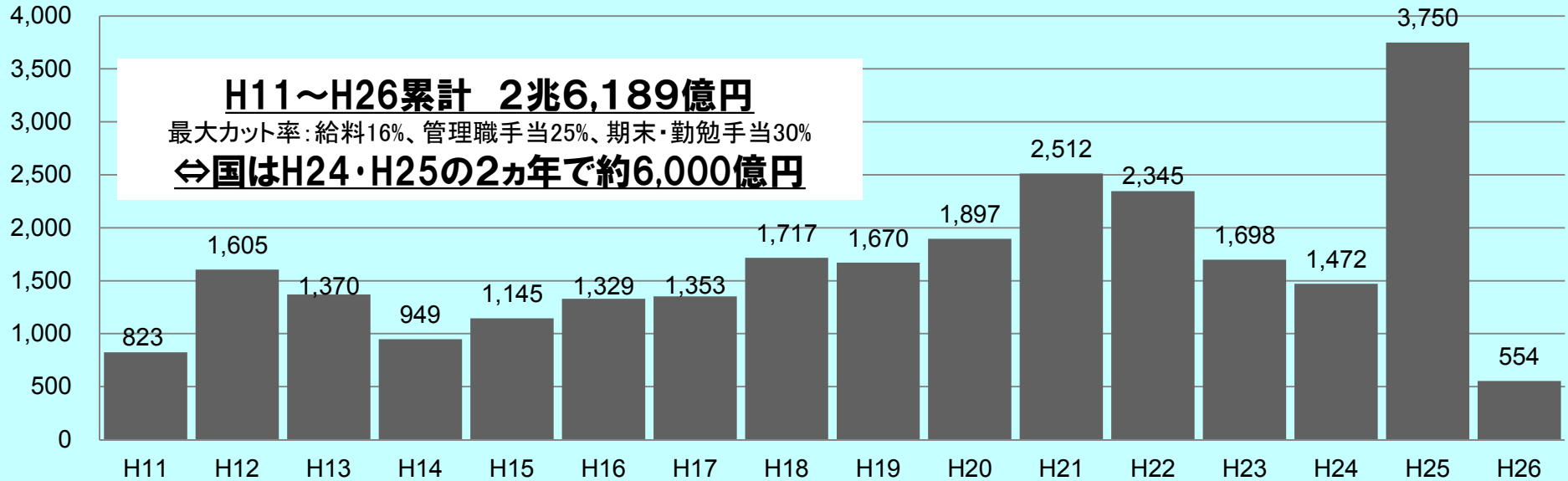
※ 財政力指数は、H23～H25の3ヶ年平均
 ※ ラスパイレス指数は、同一グループ内の平均
 ※ H25人件費は、東日本大震災分を除く

・地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまない。

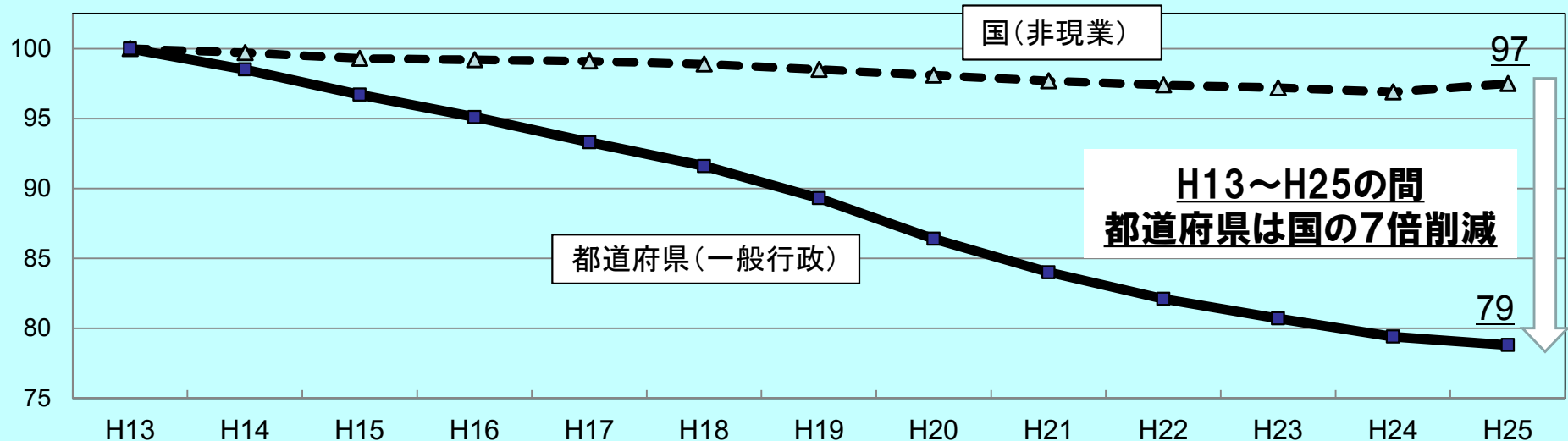
・地方歳出の大半は法令等による義務的な経費であり、大幅に削減する場合は制度や法令の見直しが必要。

都道府県は国を大きく上回る行財政改革を断行

給与カット実績(都道府県全体) ※全都道府県で独自カットを実施



国と都道府県の職員数(H13=100)



(注) 職員数は独立行政法人化及び地方独立行政法人化による減員を除いて指数化

(全国知事会調べ)